

# 「富山県悪質商法撃退教室」について

## 1 事業の趣旨

高齢者を対象とする悪質商法の被害は、依然として後を絶たず、中には非常に深刻な被害を蒙る場合もあります。また、新手法の商法が次々と生まれ、いつ被害に遭うかわからない状況にあります。

このような高齢者の消費者被害防止のために、「富山県悪質商法撃退教室」を実施いたします。

この教室は、人生経験も豊富で、社会的貢献が期待される地域の老人クラブ等の方々に、「富山県悪質商法撃退教室」に参加いただき、その後、日常生活の中で、消費者被害に遭っていると思われる高齢者を見かけたら、市町村相談窓口や県消費生活センターへ相談するよう勧めていただくなど、高齢者の消費者被害防止のための見守り活動を行っていただくことを目的とするものです。

## 2 教室の概要

### (1) 実施対象団体

#### **高齢者の見守りを行う団体・グループ等**

(老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、地域包括・在宅介護支援センター協議会、自治会 など)

人数の目安は、おおむね10人以上でお願いします。

### (2) 派遣講師等

富山県消費生活推進リーダー又は富山県消費生活センター職員が出向きます。  
なお、講師派遣費用は無料です。

### (3) 実施期間

随時実施します。(ただし、12月29日から1月3日までを除く。)

**なお、夜間の開催については、別途ご相談ください。**

### (4) 教室の内容

最近の悪質商法トラブルとその対処法  
その他希望のテーマがあればご相談ください。

### (5) 会場設営等

会場の確保・設営及びその費用については、申込者の方でお願いします。

### (6) 申込み手続

**教室開催の概ね1カ月前までに**電話等で日程調整の後、「富山県悪質商法撃退教室」申込書(富山県消費生活センターホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、FAXか郵送により消費生活センターへ申し込んでいただきます。**富山県電子申請サービスから申し込んでいただくこともできます。**

### (7) 申込み先 富山県消費生活センター

TEL 076-432-2949 FAX 076-431-2631